

平成19年4月24日(火曜日)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料込)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- | | |
|--|---------|
| 593 土地改良事業の工事完了届 | (農村計画課) |
| 594 " | (") |
| 595 森林病害虫等防除法による防除命令の内容 | (森林整備課) |
| 596 " | (") |
| 597 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め | (水産振興課) |
| 598 " | (") |
| 599 " | (") |
| 600 特定第2号漁業者の同意成立の届出 | (") |
| 601 収納員身分証明書の無効 | (出納室) |
| 602 和歌山県警察遺失物管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (警察本部) |

○ 公告

- | | |
|------------|---------|
| 開発行為の工事の完了 | (都市政策課) |
| " | (") |
| 入札公告 | (警察本部) |

告 示

和歌山県告示第593号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、日高町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 日高町営土地改良事業(農村総合整備事業萩原・荊木地区)
- 2 同意年月日 平成16年7月23日
- 3 事業主体 日高町
- 4 工事を完了した時期 平成18年9月29日

和歌山県告示第594号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、有田川町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 有田川町営土地改良事業(基盤整備促進事業中)

峯地区)

- 2 同意年月日 平成19年3月23日
- 3 事業主体 有田川町
- 4 工事を完了した時期 平成19年3月27日

和歌山県告示第595号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成19年5月15日から平成19年7月22日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、

和歌山県報 第1853号

平成19年4月24日(火曜日)

別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第596号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成19年5月15日から平成19年7月22日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行すべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を

管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第597号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

なお、昭和52年和歌山県告示第60号(漁業災害補償法による区域等の設定)は、廃止する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
すさみ曳縄第1	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町周参見	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
すさみ曳縄第2	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町見老津	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
すさみ曳縄第3	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町江住及び里野	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業

和歌山県告示第598号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

なお、昭和60年和歌山県告示第280号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)は、廃止する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

和歌山県報 第1853号

平成19年4月24日(火曜日)

加入区の名称	区 域	区 分
すさみ曳縄第4	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡すさみ町	総トン数10トン以上の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業

和歌山県告示第599号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

なお、平成11年和歌山県告示第835号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定等)は、廃止する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
南紀第6	和歌山南漁業協同組合の地区のうち、西牟婁郡白浜町日置及び西牟婁郡すさみ町	小型定置漁業

和歌山県告示第600号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
唐尾底びき網	唐尾漁業協同組合の地区	小型機船底びき網漁業を主とする漁業(総トン数10トン未満の動力漁船)

和歌山県告示第601号

次の収納員身分証明書は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

証明書番号	税外No.2010
交付年月日	平成17年4月1日
所 属 名	東牟婁振興局健康福祉部
職 員 区 分	事務職員
氏 名	阿部真二

和歌山県告示第602号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察遺失物管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察遺失物管理システム構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)ただし、記載する仕様については当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(契約書の写しを添付すること。)

シ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(契約書の写しを添付すること。)

ス 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

セ 申請者にメンテナンス体制が整備されていること

和歌山県報 第1853号

平成19年4月24日(火曜日)

を証明するメンテナンス体制証明書

- (ア) 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - (イ) 待機拠点及び営業所等における常駐技術者数を記載すること。
- (2) システム構築業務を行うことができ、賃貸借業務を行うことができない者は、賃貸借業務を行う者とで共同事業体として申請することができる。この場合の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、(1)のサからセまでに掲げる申請書類については「申請者」を「構成員」と読み替えるものとする。
- ア 共同事業体として提出する書類
- (1) のアに掲げる申請書類、委任状(共同事業体代表者を定めるもの)及び共同事業体協定書(共同事業体の構成員間で締結したもの)を共同事業体として提出する。)
- イ 構成員ごとに提出する書類
- (1) のイからケまでに掲げる申請書類
- ウ システム構築業務を担当する構成員が提出する書類
- (1) のコ、サ及びスに掲げる申請書類
- エ 賃貸借業務を担当する構成員が提出する書類
- (1) のシ及びセに掲げる申請書類
- (3) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県の定める「情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (4) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類並びに(2)のアの委任状(共同事業体代表者を定めるもの)の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年4月24日(火)から平成19年5月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年5月9日(水)までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 2に掲げる申請書類は、平成19年4月24日(火)から平成19年5月14日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により4に掲げる場所に提出することとする。
- 4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課監査室

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2236)

ファクシミリ番号 073-423-0120

5 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年4月24日(火)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(5) この入札に係るシステム構築業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年内に締結し、適正に履行した実績を有する者であること。共同事業体にあってはシステム構築を担当する構成員がこの要件を満たすものであること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

ア 10カ所以上の拠点をWAN接続し運用するシステム構築の実績を有すること。

イ 各拠点クライアントからWEB方式によりデータベース登録するシステム構築実績を有し、かつデータを登録保存するデータベースの件数は年間70,000件以上であるシステム構築の実績を有すること。

ウ ハードディスクに保存した50,000件以上のデータベースを利用した次の機能を有するインターネットを利用したシステム構築した実績を有すること。

(ア) WEBページからのデータベース検索機能

(イ) WEBページへの検索結果の表示機能

エ WANを経由した2台以上のサーバ間において業務データを標準のSMTP、FTP、HTTP、POP3又はDNSではないプロトコルで自動送受信するシステム構築の実績を有すること。

平成19年4月24日(火曜日)

(6) この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績を有する者であること。共同事業体にあっては賃貸借業務を担当する構成員がこの要件を満たすものであること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

ア クラスタシステム又はフォールトトレラントシステムの24時間運用による冗長構成のサーバ機器3台以上をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

イ ルータ、ハブ、回線暗号化装置について各2台以上をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

ウ メタフレーム対応のプリンタ15台以上をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜を供与していない者又はしたことがない者であること。共同事業体にあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年5月21日(月)までに通知する。

共同事業体にあっては、通知は構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年5月24日(木)午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年5月29日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	有田郡有田川町大字下津野字廣野1930番1、1933番3、1937番1、938番、1942番1、1943番、1944番1、1945番1、1948番1、1952番1、1953番、1954番1、1957番、水路敷の一部、里道敷の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市布引723番地の2 有栄産業株式会社 代表取締役 金倡吾

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2500-1の一部、-2の一部、-4の一部、字畠崎2364-1の一部、-2の一部、-5の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市淀川区東三国4丁目1-16 株式会社ジャパントータルプランニング 代表取締役 伊藤光

入札公告

和歌山県警察遺失物管理システム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成19年4月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称

和歌山県警察遺失物管理システム構築及び賃貸借業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 契約期間

ア 和歌山県警察遺失物管理システム構築

契約日から平成20年3月31日までの間

イ 和歌山県警察遺失物管理システム機器等の賃貸借業務

平成19年9月1日から平成24年8月31日までの間

(5) 入札金額

システムの構築委託金額及び機器等の賃貸借期間の賃貸借料の額を合わせた総額金額で入札することとす

平成19年4月24日(火曜日)

る。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第602号に規定する和歌山県警察
遺失物管理システム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参
加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課監査室(以下「会計
課」という。)

(2) 期間

平成19年4月24日(火)から平成19年5月7日(月)ま
での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条
例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時
から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」とい
う。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある
者は、会計課に対して平成19年5月9日(水)午後4時ま
でに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部

3階会議室

(2) 日時

平成19年5月7日(月)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりと
する。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部
3階会議室

イ 入札日時

平成19年6月4日(月)午前11時

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警
察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書
の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金
額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも
のとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格

とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も
った入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記
載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入
札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなけ
ればならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付
する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を
除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に
充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令
第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県
規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から
第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額
の契約保証金を納入しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、
自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条ま
での規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入
札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした
入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する
入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された
者であっても、確認の後、指名停止期間中である者等入
札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効と
する。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記
載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部警務部情報
管理課(以下「情報管理課」という。)の職員が立ち
会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込み
をした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者
を決定するものとする。この場合において、当該入札
者のうち開札に立ち会わぬ者又はくじを引かない者
があるときは、この者に代わって当該入札事務に關係の
ない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。
(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がな

平成 19 年 4 月 24 日 (火曜日)

いときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、
入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課監査室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Name : Construction of Wakayama Prefecture Police Lost Article Management System and rental

(2) Date and Time for tender:

11:00 A.M. 4. June 2007

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City , 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110